

(1) 争議件数は前掲の如く近年漸増の傾向に在り即ち農村不況の深刻化を反映するものにして小なき争議が甚だ多い即ち一人對一人の争議が八十六件中實に四十件の多きに達してゐるのである。

(2) 本年入つて争議に依り犯罪の發生したのは。

・田川郡金川村地主襲撃事件（一月）

・騒擾罪、公務執行妨害罪、傷害罪、にて九十四名検舉せられ内十五名の起訴。

・築上郡板武村大字薬師寺の争議（三月）

・暴力行爲等處罰に關する法律第二條に依り檢舉せられたるもの五名。

以上

秘

昭和七年一月八日福岡縣田川郡金川村に於ける
小作争議に伴ふ地主襲撃事件豫審終結決定書寫